

「中小企業等経営強化法に基づく
学習塾業に係る経営力向上に関する指針（案）」
に対する意見公募要領

平成31年2月12日
経済産業省 商務・サービスグループ
サービス政策課 教育産業室

経済産業省では、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第12条第1項の規定に基づき、学習塾業分野に係る経営力向上に関する指針の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

1. 意見公募の対象

中小企業等経営強化法に基づく学習塾業に係る経営力向上に関する指針（案）

2. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（2）経済産業省サービス政策課にて配布

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成31年2月12日（火）～平成31年3月13日（水）必着

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームをご利用ください。

（2）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：kyoiku-mainmember@meti.go.jp

（電子メールの件名を「学習塾業に係る経営力向上に関する指針（案）に対する意見」として下さい。）

（3）FAX

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号：（03）3501-6613

（4）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務サービスグループ サービス政策課 教育産業室

パブリックコメント担当 あて

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

以上

